六、株式会社ダイオンに対する件

昭和四十九年（排）第十七号

排除命令

大阪市浪速区元町五丁目三百五十八番地

株式会社　ダイオン

右代表者　代表取締役　寺　平　安　幸

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主　文

一　株式会社ダイオンは、一般消費者を対象に、昭和四十八年十一月十五日から昭和四十九年一月二十日までの期間、「ヤマキ、信濃、ハモックス愛用者へ一千万円豪華ダブルプレゼント」と称して行なった懸賞による景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第一項の規定に違反したものである旨をすみやかに公示しなければならない。

二　同社は、右景品類の提供に関するビラ、ポスター等の広告による一般消費者の誤認を排除するために、景品類の価額の総額は約五百七十二万六千円であって、一千万円ではなかった旨をすみやかに公示しなければならない。

三　同社は、第一項及び第二項の公示の方法について、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。ただし、

当委員会が承認できない場合においては、当委員会の指示する方法によらなければならない。

四　同社は、今後一年間、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」備考第一項各号のいずれかの方法により、景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

五　同社は、今後、景品類の提供に関し、ビラ、ポスターその他これらに類似する物により広告するときは、景品類の総額等について、本件事実と同趣旨の記載をすることにより、当該商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

六　同社は、第一項及び第二項に基づいて公示を行なったときは、遅滞なく、文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　株式会社ダイオン（以下「ダイオン」という。）は、肩書地に本店を置き、和洋楽器の卸売業を営む事業者であり、ヤマキ楽器株式会社、信濃楽器製造株式会社及び八潮楽器有限会社の製造する楽器の発売元となっている。

二　ダイオンは、一般消費者を対象に、昭和四十八年十一月十五日から昭和四十九年一月二十日までを期間とし、「ヤマキ、信濃、ハモックス愛用者へ一千万円豪華ダブルプレゼント」と称し、ヤマキ楽器株式会社、信濃楽器製造株式会社及び八潮楽器有限会社の製造に係るギター九十四品目（以下「対象商品」という。）を対象として、期間中における購入者及び対象商品の所有者に対して、次の㈠及び㈡記載の景品類を提供することを企画し、この企画を実施した。

㈠　右期間中における購入者及び対象商品の所有者であって、同期間中に小売店に申出た者（以下これらを総称して「該当者」という。）に対し、応募用アンケートはがき一枚を与え、それに、住所、氏名、年令、職業、ギター名、購入動機、理由、購入楽器店名等を記載させたうえ応募させ、応募者のうちから抽せんで、特等としてシンセサイザー七三S（十

七万二千円相当）、ギブソンギター（十九万四千円相当）のいずれか一点を一本、一等として電子ピアノ（十五万七千五百円相当）、ハープトーンギター（十七万五千円相当）のいずれか一点を一本、二等としてフォークギター（十万円相当）、クラシックギター（十万円相当）のいずれか一点を三本、三等ジャズドラムセット（五万円相当）五本、四等米国製フルート（五万五千円相当）十本、五等ドブロギター（二万八千円相当）二十本の景品類、総額二百二万九千円相当を提供すること

㈡　更に、該当者全員に対し、フォークポスター（三枚一組、単価約百八十八円相当のもの、予定総額約三百六十九万七千円）を提供すること

三　ダイオンの右懸賞に係る最低の取引価額は、信濃ギターＮＳ―八〇の八千円であるから、懸賞により提供することのできる景品類の価額の最高額は一万円である。

したがって、ダイオンの提供する特等以下五等までの景品類の価額は、この制限をこえるものである。

四　ダイオンは、右景品類の提供を一般消費者に広告するに当り、「一千万円ダブルプレゼント」と表示したポスター五百枚、ビラ（別添写）三万枚及び応募用アンケートはがき（別添写）一万二千五百枚を、昭和四十八年十月下旬頃、対象商品取扱小売店約五百店に配付し、ポスターは、小売店に掲示させ、ビラ及び応募用アンケートはがきは、小売店をして一般消費者に配布させた。また、昭和四十八年十一月二十八日付サンケイスポーツ全国版にも右と同じ内容の広告を掲載している。

しかしながら、同社が提供する景品類の総額は、前記二の㈠及び㈡の景品類を合計して約五百七十二万六千円であって、一千万円を提供するものではない。

法令の適用

前記事実によれば、ダイオンの行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」備考第一項第一号に該当する懸賞であって、同制限告示第一項の規定に違反するものであり、かつ、提供する景品類の総額について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしているものであって、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められ、景品表示法第四条第二号の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十九年六月二十一日

公正取引委員会

委員長代理委員　高橋勝好

委員　橋本徳男

委員　呉文二


《ヤマキ》《信濃》《ハモックス》
愛用者へ豪華ダブルプレゼント!
¥10,000,000
ヤマキ/信濃/ハモックス愛用者は
アンケートカードを送ろう!
締切—昭和49年1月20日
1月22日の消印迄有効
賞品一覧表
1等
2等
3等
4等
5等
特約店
株式会社ダイオン

別添写

郵便はがき

〒 5 5 6 - □□

大阪市浪速区元町5の358

株式会社

ダイオン

行

● ヤマキギター ● 信濃ギター ● ハモックスギター
1000万円ダブルプレゼント抽籤応募要項

- ●応募方法　裏面の各項にご記入の上49年1月22日迄にお近くのポストにご投函下さい。
- ●抽 籤 日　49年1月31日
- ●発　　表　49年2月上旬　特約楽器店店頭に表示
- ●賞品発送　49年2月末日迄

ヤマキギター・信濃ギター・ハモックスギター

1000万円ダブルプレゼント抽籤応募アンケート

おなまえ	おとし	おしごと
おところ	〒 TEL	
お求めになったギター名	Model No.—	

●このギターをお求めになった動機　(次の答えから該当するものを○で囲んで下さい)

●お店の人にすゝめられて　●友人にすゝめられて
●だれかが弾いたのを聴いて　●その他(　　)

●このギターをお求めになった理由

●音質がよい ●音程がよい ●弾きやすい ●デザイン、仕上げがよい

●あなたがこれから流行すると思われる音楽は

●フォーク ●ウェスタン ●ロック ●ジャズ ●クラシック
●カンツォーネ ●シャンソン ●その他(　　)

●あなたがよく目にされる音楽雑誌は

●ヤングギター ●新譜ジャーナル ●音楽の友 ●ミュージックライフ
●現代ギター ●ライトミュージック ●スイングジャーナル ●音楽現代
●その他(　　)

●今までにあなたが持っておられた楽器は

楽器名 ｛　　｝ ブランド名 ｛　　｝

お買上げになった楽器店名

(ご購入年月日　　年　　月　　日)